平成２７年（フ）第１３７号
北九州市八幡東区祇園２丁目３番４号
債務者　茅野美惠子
1　決定年月日時　平成27年４月27日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月２日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２７年（フ）第８８号
沖縄県那覇市長田２丁目24番73号　ヴィラ興陽302号室、住民票上の住所沖縄県那覇市字与儀366番地３　城間方302
債務者　宮城　直也
1　決定年月日時　平成27年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月２日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２７年（フ）第８１号
青森市大字浜田字玉川234番地７
債務者　砂庭ひとみ
1　決定年月日時　平成27年４月28日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月３日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第１３４号
神奈川県秦野市曽屋3592番地の１　ヴェルドミール曽屋101号
債務者　矢野　圭亮
1　決定年月日時　平成27年４月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月６日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２７年（フ）第１８７号
旧住所福岡市東区舞松原１丁目７番１―102号
債務者　三浦亜矢子（旧姓江上）
1　決定年月日時　平成27年４月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月６日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２７年（フ）第４７号
青森県弘前市大字蔵主町８番地14　蒲公英荘Ｂ－２号
債務者　稲見　　剛
1　決定年月日時　平成27年４月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月７日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２７年（フ）第１０７号
神奈川県小田原市国府津2278番地　第一グリーンハイツ103、前住所神奈川県小田原市成田１番地の１　ロッキーホーム成田102
債務者　横山　秀一
1　決定年月日時　平成27年４月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月７日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２７年（フ）第１０８号
神奈川県小田原市国府津2278番地　第一グリーンハイツ103、前住所神奈川県小田原市成田１番地の１　ロッキーホーム成田102
債務者　横山ふじ子
1　決定年月日時　平成27年４月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月７日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２７年（フ）第１３２号
神奈川県愛甲郡愛川町中津5635番地の１　クレールＢ101、前住所神奈川県厚木市下荻野1311番地10
債務者　加藤　賢二
1　決定年月日時　平成27年４月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月７日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２７年（フ）第１４５号
神奈川県小田原市国府津2364番地　県営国府津団地７―201号
債務者　三浦　信弘
1　決定年月日時　平成27年４月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月７日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２７年（フ）第２７３号
名古屋市昭和区陶生町２丁目24番地の８　ライフイン桜山304号
債務者　杉山　真昭
1　決定年月日時　平成27年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月10日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第４８号
愛知県弥富市鯏浦町中六167番地
債務者　橋本　芳貴
1　決定年月日時　平成27年４月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月13日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第２９号
青森県八戸市大字白銀町字田端１番地１　市営住宅１－３－６
債務者　工藤　博美
1　決定年月日時　平成27年４月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月14日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２７年（フ）第３５０６号
東京都台東区根岸４丁目２―14―403
債務者　坂田須江子
1　決定年月日時　平成27年４月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月23日まで
5　免責審尋期日　平成27年６月23日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第３５４３号
埼玉県さいたま市西区大字指扇271―20―401
債務者　森田由紀子
1　決定年月日時　平成27年４月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月23日まで
5　免責審尋期日　平成27年６月23日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第３５５５号
東京都荒川区町屋５丁目５－５－301
債務者　佐々木直美（旧姓露木）
1　決定年月日時　平成27年４月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月23日まで
5　免責審尋期日　平成27年６月23日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部